

四半期決算報告の大幅な簡素化が実現

わが国の財務報告にかかわる開示制度をめぐることは、ディスクロージャーの信頼性確保への社会的要請が高まるなかで、上場企業の作成コストは上昇の一途をたどってきた。このため、四半期決算報告制度については、投資家ニーズに配慮しつつ作成者の過大な負担を軽減するという観点から、2009年より当会が先鞭をつける形で大幅な簡素化を要望してきた。その後、2010年6月の東京証券取引所による取引所上場規則の見直しに続き、金融商品取引法に基づく開示制度の見直しも行われ、2011年度の第1四半期決算報告から大幅な簡素化が実現することとなった。

四半期決算報告制度の導入と問題

近年、企業法制や会計制度が相次いで改正されてきた。特に、2008年度には、金融商品取引法の施行に伴い、四半期決算や内部統制についての報告が義務化された。また、決算制度の前提となる会計基準について、時価主義会計を基本とする国際会計基準への収斂化(コンバージェンス)が順次進められてきた。

こうした一連の制度改正は、企業の統治機能を高めるとともに、経営状況を的確に把握し、それを投資家に適切に開示していくことを促す取り組みである。しかし一方で、必ずしも経営努力とは関係しない事象により企業業績が変動することになり、それに応じて株価も短期で大きく変動するという事態を生じさせた。こうした事態は、企業のみならず、中期的リターンを目標に置く投資家にとっても歓迎すべきことではない。

今後、会計基準の国際化が避けられないなかでは、これと密接に関連する財務報告にかかわる開示制度については、企業の経営や投資家に与える影響を見極めながら、不断に見直していくことが不可欠である。

特に、四半期決算の開示制度については、金融商品取引法と証券取引所上場規則に定めがある。いずれも

制度の目的が投資家や会社債権者の保護という点では同じであるにもかかわらず、企業としては複数の決算報告書を作成しなければならず、多大な費用と労力の投入を余儀なくされている。

さらに、会計基準の変更や内部統制制度の導入などと相まって、中長期的な企業成長をはかる経営よりも、短期的な利益追求のための経営が選好されるようになってきているのではないかという指摘がある。短期の利益追求と中長期の企業成長とは必ずしも相反するものではないが、将来の企業価値向上への努力が四半期決算における利益確保のために減殺されている可能性は否定できない。

わが国企業の国際競争力という観点から欧米と比較すると、欧州企業では四半期決算の開示制度はなく、米国企業では日本よりも開示を要請される項目は少ないという状況になっている。

四半期決算報告制度の簡素化要望

こうした四半期決算報告の問題の指摘は、2009年2月の第47回関西財界セミナーの分科会において大きな議論となり、廃止あるいは大幅な簡素化を求める意見が多く出された。これを受け、当会では決算作成

者である企業や投資家へのヒアリング調査などもふまえ、2009年7月に「四半期決算報告制度に関する意見」をまとめ、関西経済同友会・大阪商工会議所・京都商工会議所・神戸商工会議所との連名により、金融庁・東京証券取引所などの関係方面に要望を行った。

意見書では、企業と投資家にとってバランスのとれた合理的な制度構築をめざすべきという観点から、四半期決算報告制度の大幅な簡素化を強く求めた。

東京証券取引所の対応

東京証券取引所では、2009年10月に、上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会を設置し、国際会計基準の任意適用をふまえた上場制度上の対応とともに、四半期決算における適時開示のあり方の議論が2010年3月まで行われた。その結果、2010年6月、同部会の報告書に示された提言内容に沿って、四半期決算短信様式・同作成要領の改正が行われ、開示内容の簡素化が実現した。

東京証券取引所の見直しは、上場企業の実務負担に配慮しつつ、投資家にとって必要な企業情報が適切に開示されることを企図し、開示制度の簡素化をはかるものであ

る。サマリー情報の最低限の要件として明確化する事項や必須の開示内容として対応すべき事項を明らかにしつつ、投資家ニーズに応じて開示を任意化できる事項(キャッシュ・フロー計算書、セグメント情報など)を定めた。また、30日以内の開示推奨も一律に求めないこととされた。

金融庁の対応

金融商品取引法に基づく四半期決算報告制度については、2010年6月に閣議決定された政府の「新成長戦略」に、わが国企業・産業の成長を支える金融などの観点から、「四半期報告制度の大幅な簡素化」が盛り込まれ、2010年度中に所要の改革を行うとされた。

四半期決算報告制度に適用され

る会計基準の見直しについては、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議において、政府の方針や経済界の要望などをふまえ、「特に第1四半期および第3四半期については大幅な簡素化が必要であるとの意見を考慮して四半期会計基準を見直すことが適当である」との提言が、2010年8月に企業会計基準委員会に対し行われた。

これを受けて、企業会計基準委員会では、制度導入後の適用状況のレビューという視点も加味し、2010年9月から見直し検討を行った。同年12月に公開草案を公表し、パブリックコメントの後、2011年3月25日に改正基準が公表された。あわせて、内閣府の開示府令、四半期連結財務諸表規則なども2011年3月31日に改正・公布され、金融商品

取引法に基づく四半期決算報告制度の大幅な簡素化も実現をみた。

四半期会計基準の改正ポイントは3点ある。第1に、四半期損益計算書は、期首からの累計期間の情報開示を基本とする(あわせて四半期会計期間も開示可)。第2に、四半期キャッシュ・フロー計算書は、第1四半期および第3四半期の開示を省略できるとする(省略の場合は減価償却費および「のれん」の償却額の注記が必要)。第3に、注記事項は、コスト・ベネフィットの観点から、開示ニーズの低い項目は簡素化の対象にすることなどにより、大幅に簡素化したことである。

下表に四半期決算開示制度の簡素化に関する当会からの要望内容と、関係省庁・機関の対応との対比をまとめている。

(経済調査部 藤原幸則)

〈表 四半期決算開示制度の簡素化に関する関係連の要望内容と、関係省庁・機関の対応との対比〉

(1) 東京証券取引所における四半期開示制度の簡素化(2010年度第1四半期決算から適用)

	関係連要望	東京証券取引所の対応
四半期短信の制度	廃止も含めた見直しを	四半期短信そのものは継続
四半期短信における必要開示項目	詳細な財務情報の開示は不要とし、サマリーのみでも可とする	○必須 サマリー情報・四半期BS・四半期PL等 ○投資家ニーズに基づき判断(任意) 定性情報(文章の説明ページ) キャッシュ・フロー計算書、セグメント情報等
四半期短信における業績予想開示	開示方法に関しては企業の裁量拡大を	サマリー情報の中で開示
四半期短信の提出締切	現実的な設定を。現行期限の45日よりさらなる早期化は反対	30日以内の早期開示要請をしない

(2) 金融商品取引法における四半期開示制度の簡素化(2011年度第1四半期決算から適用)

	関係連要望	金融庁・企業会計基準委員会の対応
四半期報告書の制度	制度の大幅な簡素化を	制度は存続させるが、大幅に簡素化
四半期報告書における記載項目	四半期業績と累計業績の記載を選択性に必要性の乏しい情報の記載を不要に(株価の推移、株式総数、従業員数の状況など)	○四半期PLは累計業績の記載のみ必須に ○第1四半期と第3四半期のキャッシュ・フロー計算書開示が省略可能に ○相当数の注記事項が該当の事象がなければ省略可能に
四半期報告書におけるレビュー	手続きの簡素化や、レビュー自体を不要とする検討を	見直さず
四半期報告書の提出締切	企業の営業日等を考慮した現実的な設定を(現行45日以内)	見直さず